

猪名川町告示第31号

子どもの見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月19日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月19日

要 綱 第 2 1 号

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱（令和7年要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により当該月に実施できない場合、速やかに代替日を設けて実施したときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

猪名川町子どもの見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

| 改 正 条 文 | 現 行 条 文 |
|---|---|
| <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号について年間通じて月1回以上、1日あたり2時間以上実施すること。<u>ただし、やむを得ない事情により当該月に実施できない場合、速やかに代替日を設けて実施したときは、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p> | <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号について年間通じて月1回以上、1日あたり2時間以上実施すること。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> |